

独立行政法人

労働者健康福祉機構について

《事務・事業説明資料》

労働者健康福祉機構の概要

《基礎データ》

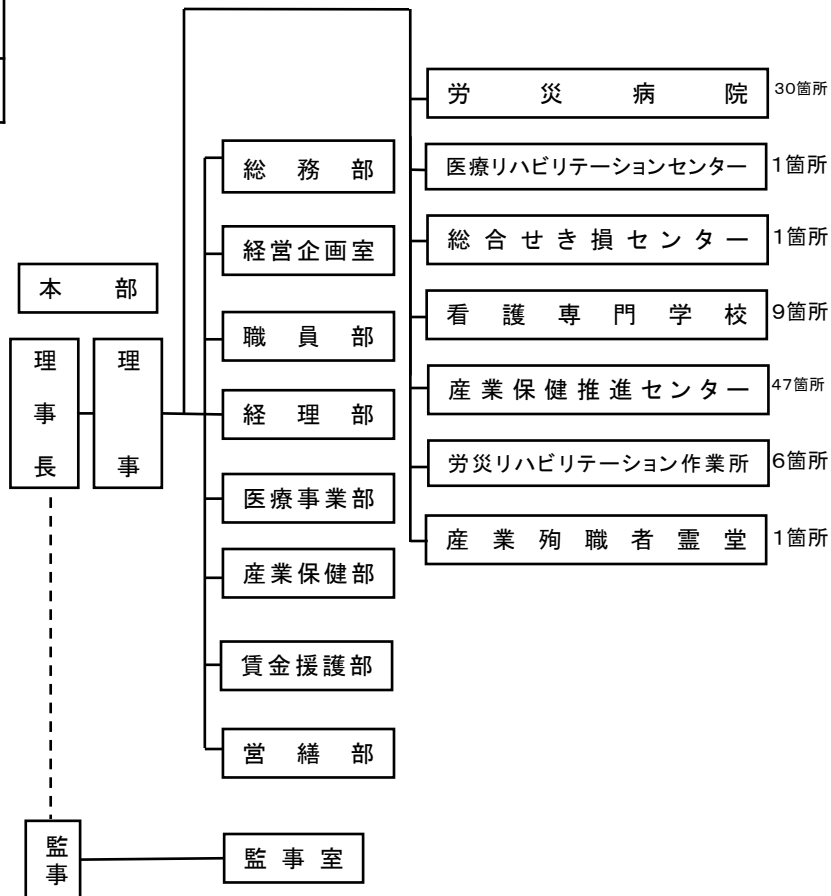
| | | | | |
|----|--------------------------------|----------------|-------|----------|
| 役員 | 7名 (うち監事2名) | うち厚労省 出身者 | 22年度 | (参考)21年度 |
| | | | 2名 | 3名 |
| 職員 | 14,251名 (うち労災病院 13,560名) | うち厚労省 出身者 | 22年度 | (参考)21年度 |
| | | | 2名 | 2名 |
| 予算 | 3,145億円 | うち国からの 財政支出 | 22年度 | (参考)21年度 |
| | | | 310億円 | 396億円 |

※1 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち厚労省出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

※2 平成22年4月1日現在の役員2名のうち、1名は暫定任用(→再公募)

《組織体制》

| | |
|----|---------------------|
| 本部 | 7部2室 |
| 施設 | 労災病院30施設 その他65施設 |



《主な事務・事業》

(単位:億円)

| 事務・事業 | 予算 | うち国からの 財政支出 |
|--------------|-------|----------------|
| 労災医療推進のための事業 | 2,839 | 104 |
| 労災病院事業 | 2,685 | 0 |
| 労災病院事業以外 | 153 | 104 |
| 未払賃金立替払事業 | 266 | 202 |
| その他 | 41 | 4 |

業務概要

I 労災医療推進のための事業

- ・ 労災病院(30病院)グループのネットワークにより、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリ、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、労災疾病等に関する研究、職域関係者(産業医等)に対する産業保健活動等を推進

II 未払賃金立替払事業

- ・ 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、政府が労働者健康福祉機構を通じて未払賃金の一部を立替払するもの(立替払により代理取得した賃金債権の求償事務等の債権管理を含む。)
- ・ 立替払の原資は、国からの補助金の形で交付され、その全額が立替払に充てられている。

予算額の推移

(単位:億円)

| 事項 | 年度 | 16年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | (対16年度比) |
|-------------------|----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 総事業費 | | 3,333.9 | 3,039.2 | 3,150.1 | 3,145.2 | (▲5.7%) |
| 病院事業費 | | 2,710.3 | 2,606.1 | 2,598.7 | 2,685.5 | (▲0.9%) |
| その他回収金等 | | 222.4 | 158.1 | 155.4 | 149.5 | (▲32.8%) |
| 運営費交付金及び施設整備費等補助金 | | 261.0 | 195.0 | 134.4 | 106.6 | (▲59.1%) |
| 運営費交付金 | | 112.3 | 106.7 | 106.9 | 94.8 | (▲15.6%) |
| 施設整備費補助金 | | 148.7 | 88.3 | 27.5 | 11.9 | (▲92.0%) |
| その他補助金(立替払等) | | 284.0 | 163.4 | 261.6 | 203.6 | (▲28.3%) |

○ 国からの財政支出の大幅削減

運営費交付金及び施設整備補助金 平成16年度:261.0億円 → 平成22年度:106.6億円
(対16年度比:▲59.1%)

労災病院について

<労災病院(30病院)>

- ・ アスベスト関連疾患、産業中毒、勤労者のメンタルヘルス、脳・心臓疾患(過労死)など、労災疾病等に対して、予防から治療、リハビリテーション、職場復帰を実現するための高度・専門的医療の中核的役割を果たしている。

(注)各労災病院において、「職歴調査票」等を含めた臨床データ等を集積するなど、労災病院グループのネットワークを活用した研究を行うため、労災疾病研究センターを13労災病院に併設

<労災病院の具体的取組>

(1)労災病院の統廃合

- ・ 平成16年度当初37病院を、30病院まで統廃合を実施。(5病院廃止、4病院を2病院に統合)

(2)労災病院への運営に対する交付金及び補助金の廃止

- ・ 労災病院に対しては、運営費交付金が措置されていない。
- ・ 施設整備費補助金についても、平成21年度から廃止

平成16年度:143.8億円 → 平成21年度:0円

⇒ 労災病院の運営、施設整備については、すべて自前収入(医業収入)より措置

⇒ 政策医療の遂行については、労災病院全体として経営基盤の強化により対応

- ・ 平成22年度末を目途に、現在、個々の病院ごとに、①政策医療、②地域医療事情、③経営状況等について総合的に検証を実施中

労災医療推進のための関連施設について

- 医療リハビリテーションセンター(1施設)
- 総合せき損センター(1施設)
- 労災看護専門学校(9施設)
- 労災リハビリテーション作業所(6施設)
- 勤労者予防医療センター(9労災病院に併設)
- 産業保健推進センター(47施設)

<組織のスリム化>

- 労災リハビリテーション工学センター(平成21年度末廃止)
- 海外勤務健康管理センター(平成21年度末廃止)

改革を進めつつ、労災医療の推進に貢献する

労災病院 (30) ネットワークによる取組の例

アスベスト疾患センターの設置

全国25カ所の労災病院にアスベスト疾患センターを設置し、健診・相談・治療の対応及び他の医療機関への診療支援、臨床データ収集を実施。

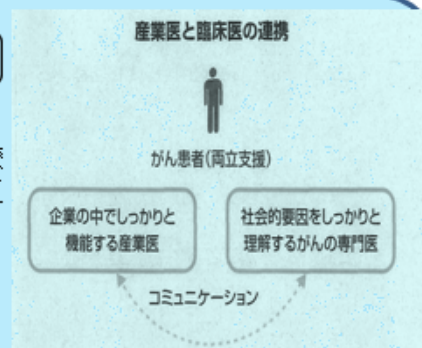
- ・ アスベスト疾患センター等における相談・健診件数
(H17. 9. 1～H21. 3. 31現在)
相談件数・・・39,161件 健診件数・・・44,086件

労災医療の中核病院として

- 患者紹介率
20年度 53.1% (単純平均)
- 地域医療支援病院
17病院
- がん診療連携拠点病院
11病院
- 症例検討会等による知見の普及
約800回、20,404名(20年度実績)

治療と職業生活の両立に向けて

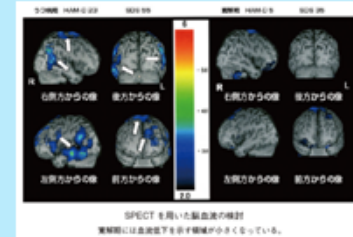
職業生活の長期化、過重労働の増加等の中で、職業生活を中断しない形での治療体系の確立に向けて、医師、MSW、産業医等が連携した「両立支援」の取組を進行中



労災疾病研究の成果の例

うつ病の客観的診断法の開発

脳血流^{99m}Tc-ECD SPECTを用いたうつ病像の客観的評価法により、うつ病では左脳(前頭・頭頂部など)で血流の低下が認められ、寛解期には回復すること、更に疲労蓄積により右前頭葉に血流量低下が認められることを明らかにした。



「客観的評価法の報告書」

アスベスト関連疾患早期診断法の開発

アスベストばく露によって発症する胸膜中皮腫や良性石綿胸水と肺がん(腺癌)、結核性胸膜炎との鑑別を可能とする新たな早期診断法を開発し、医師向けアスベスト関連疾患の早期発見・診断のための手引書を発行した。



研究成果により労災認定の見直し開始

理・美容師の接触性皮膚炎の原因となっている理・美容製品の調査研究により、パラフェニレンジアミンなどに陽性例が認められた。

この研究成果は、業界で活用されるとともに、政府の労災認定のための基準策定等の検討にも活用されている。



産業保健推進センターについて

47都道府県に産業保健推進センターを設置し、都道府県労働局、医師会、労使関係団体等と連携しつつ、企業の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフに対する研修等を実施

労災病院

労災医療に関する臨床面での専門知見及び事例の積極的活用

連携

産業保健推進センター

- ①産業保健関係者に対する専門的かつ実践的な研修の実施
- ②産業保健に関する専門スタッフによる窓口相談・実地相談
- ③職場の健康問題等に関する事業主セミナー等の啓発活動
- ④産業保健に関する助成金の支給

産業保健に関する
広報・啓発

研修・支援
産業保健に関する
相談

事業主及び
労働者

健康相談
健康教育
健康診断
事後措置
等

産業保健関係者
(産業医、
衛生管理者等)

協力

協力
支援

連携

都道府県医師会

地域産業保健
センター

都道府県労働局

労災病院、産業保健推進センターに今後更に求められる役割

